

ISSN 2188-1065

社会経営研究

S
TUDY OF
S
OCIAL
G
OVERNANCE

特集
社会経営研究・創刊号

VOL.1 2013
NOV

放送大学社会経営研究編集委員会

「社会経営研究」論文

論題=Title	自治基本条例が生まれ得た理由
著者=Author	田中富雄
雑誌名=Citation	社会経営研究, 2013, Vol.1, p.12-20
発行者 = Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1065
巻 = Vol.	1
ページ = pages	12-20
発行年=Issue Year	2013
URL	http://u-air.net/SGJ/pub/20131101S-Tanaka.pdf

セクション 2

▶ 自治基本条例が生まれ得た理由

田中富雄¹

1. 本稿の目的と構成

1.1. 背景と目的

いま自治体には、自治体の自律を支える〈自治体が自らつくる自治体運営の基本となる規範〉として、自治基本条例の制定が求められている。

自治体には、全国画一性、省庁縦割性、時代錯誤性という国の必然的な構造欠陥を乗り越え、地域個性、地域総合性、地域先導性ある政策開発によって地域課題の解決に取り組むことが求められる²。都市型社会の成立をみ、機関委任事務の廃止、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大など分権化がすすむ今日³、これら自治体政策の特長をいかすために、地方自治の仕組みをそれぞれの地域でその地域にふさわしい形につくり上げていく段階に至っているのである。自治基本条例は、その仕組みの基本法⁴として制定される必要がある。

しかしながら、全国の基礎自治体における自治基本条例の制定状況は、引き続き制定され続けてはいるものの、議会基本条例の制定状況に比べ、近年その伸びが緩く⁵、強く必要性が認識されているといえる状況にはない。また、ここ数年は自治基本条例の制定に着手はするものの成立には至らない事例⁶や、そも

そも自治基本条例の制定については慎重になるべきであるとの見解⁷も示されている。

本稿では、このような制定状況にある自治基本条例について、その嚆矢とされる「ニセコ町まちづくり基本条例」の制定過程と、それ以前に検討されたものの制定には至らなかった「都市憲章条例案」についての検討過程を比較することで、ニセコ町まちづくり基本条例が生まれ得た要因を明らかにし、今後の自治基本条例の制定に寄与しようとするものである。

1.2. 定義

本稿では、「自治体運営の全体像について、その基本となる方針や原則、しくみを規定した条例⁸」を自治基本条例とする。まちづくり基本条例、自治体基本条例、市政基本条例など条例の内容により呼び名の異なる条例も自治基本条例として取り扱う。自治基本条例には、前文、まちづくりの基本原則、情報共有、参加、協働、コミュニティ、議会、長、自治体運営、住民投票制度などの規定が含まれていることが多い⁹。

1.3. 構成

以下、2. 先行研究において、戦後から2000年までの日本における地方自治の流れを概観し、その上で川崎市都市憲章条例案、逗子市都市憲章条例案、およびニセコ町まちづくり基本条例という3つの条例案ないし条例についての個別の先行研究を確認する。そのことにより、それぞれの検討（制定）過程を確認する。

そのうえで、3. ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例の比較において、2. 先行研究において確認する自治基本条例の成立

に影響を与えた要因を整理し比較する。

最後に、4.まとめにおいて、3.で得られた要因について「政策の窓モデル」により若干の考察を試みる。

2. 先行研究

2.1. 戦後から2000年までの地方自治

2.1.1. 戦後自治の潮流

伊藤正次が指摘するように、占領終了後、一部で再集権化という傾向がみられたとはいえ、戦後の地方自治制度は、1990年代に至るまで制度としては安定性を示してきた。しかしながら、戦後を通じて自治体を取りまく政治・経済・社会の環境は大きく変化し、自治体はさまざまな課題に直面してきたが、1990年代に入り、国内外の情勢が大きく変化する中で、戦後地方自治制度に対しては、地方分権という観点から改革を求める動きが強まることになる¹⁰。

2.1.2. 地方分権の動向

地方分権改革が政治課題となるきっかけになったのは、政治改革をめぐる国政が激動していた1993年6月に、国会の衆参両院において超党派で「地方分権の推進」に関する決議が行われたことにあるとされる。その後、1995年5月には地方分権推進法が成立している。そして、政府は第一次（1998年5月）、第二次（1999年3月）の地方分権推進計画を閣議決定した。これを受けて、1999年7月には総計475本の関係法律を一括して改正する地方分権一括法が制定され、2000年4月から施行された¹¹。この地方分権一括法による地方自治法の改正により、「自治基本条例」の制定が可能であると考えられるようになっている¹²。

また、地方分権推進委員会は、2001年6月20日に地方分権推進委員会最終報告を出している。その「第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して」のなかで、委員会が推進してきた今次の分権改革は、未完の分権改革であり、これをこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っているとし、6項目に整理している。そして、その「V. 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策」には、次のように記されている。

「最近では、地方自治基本法の制定を提唱する動きや地方公共団体で自治基本条例の制定をめざす動きが一部に現れ始めている。この種の動きのなかには、米国に見られる自治憲章制度（Home Rule Charter System）に類似した発想、すなわち、地方議会議員の選挙制度及び定数、地方議会と首長の権限関係、執行機関のあり方など地方公共団体の組織の形態やその他の住民自治の仕組みを自由に選択する権能を地方公共団体に与えるべきだとする発想が窺われる。

わが国の地方分権が更に進展した状況においては、地方自治法等による画一的な制度規制の緩和を求める声は次第に強まるのではないか。（略）」

そこには、自治基本条例制定の期待をみることができる。

2.2. 自治基本条例の先行研究

自治基本条例については、すでに、①条例制定の必要性を認める研究¹³、②条例制定の成立要因に関する研究¹⁴、③条例の地方自治制度上の位置づけに関する研究¹⁵、④個々の条例等についての検討（制定）過程に関する研究¹⁶、⑤条例の制定に消極的な研究¹⁷がある。

本稿のテーマである、ニセコ町まちづくり基本条例が生まれ

得た要因を明らかにするという点に関しては、初の自治基本条例とされるニセコ町まちづくり基本条例の検討（制定）過程と、その成立前の自治基本条例（本稿においては、比較の対象としての都市憲章条例案）の検討（制定）過程を比較した研究は、管見の限り見当たらない。

しかしながら、本稿において事例として取り上げる川崎市都市憲章条例案、逗子市都市憲章条例案、およびニセコ町まちづくり基本条例という3つの条例ないし条例案には、その検討（制定）過程について、次に示すような研究ないし関係者による論述等がある。

2.3. ニセコ町まちづくり基本条例の制定過程

2.3.1. 学識者等の連携・ネットワークの存在

ニセコ町まちづくり基本条例の成立には、関係者の出会い、そして、学識者等の連携・ネットワークの形成があった。1991年8月31日、帯広市で開催された第5回自治体学会・北海道帯広大会において、後にニセコ町まちづくり基本条例成立のキーパーソンとなった、木佐茂男と片山健也の出会いがあった。ほどなく、ニセコ町職員だった逢坂誠二と片山は、木佐の主宰する札幌地方自治法研究会に参加することになる。そして、自治体学会や札幌地方自治法研究会の例会への参加を通して、つながりはじめた道内自治体職員との交流の輪を広げていった。同時に、ニセコ町民との課題解決のためのネットワークの創出やニセコ町職員の学習活動への取り組みを進めていった。やがて、逢坂は、町の現状に妥協できなくなり、二期目をめざす現職候補を破り、1994年11月3日ニセコ町長となる¹⁸。

2.3.2. 自治の蓄積の存在

ニセコ町は、逢坂が1994年ニセコ町長に就任以来、情報共有と参加を基本としたまちづくりを進めてきていた。このことは、ニセコ町まちづくり基本条例が制定された2000年12月22日のニセコ町議会における逢坂町長のニセコ町まちづくり基本条例案への質疑に対する答弁においても確認することができる。逢坂は答弁のなかで、「ニセコ町では、情報共有と参加を基本として、行政手続条例の制定、予算の説明書の配布、まちづくり町民講座、まちづくりトーク、情報公開、個人情報保護条例の制定など、住民自治を目指した取り組みを、議会の皆様のご理解とご支援をいただきながら進めてきたところでございます¹⁹」と述べている。

2.3.3. 自治体運営・地域課題解決に対する危機意識の存在、議会の理解の存在

ニセコ町では、逢坂町長の誕生後、2.3.2. で確認したように、情報共有と参加を基本とした町政を目指してきた。さまざまな実践がなされ、町民の町政への参加が徐々に広がってきたと感ぜられるようになったが、これらは町長のリーダーシップによるところが大きいものであった。しかし、リーダーシップだけに依拠するやり方では、町長が変われば住民参加が重視されなくなる可能性がある。そこで、今まで取り組んできたやり方を制度として確立したいと片山らは考えるようになった。こうした片山らの意向を受けてニセコ町の広報広聴検討会議の座長をしていた木佐が自治基本条例の検討を勧めた。そして、その専門的サポートを使命とするプロジェクトチームとして、「自治プロ」を立ち上げることになった²⁰。

「自治プロ」では、先行例の検討や条例案づくりも熱心に進められた。川崎市都市憲章条例案、逗子市都市憲章条例案、そしてアメリカのホームルール・チャーターなどの検討も行われている²¹。

では、なにが、このプロジェクトメンバーを突き動かしたのか。片山は、条例づくりが動き出してきたことに対する評価というインセンティブの存在、ニセコのまちを何とかしたいという思い、長くて3期と宣言する逢坂の言動、民主主義は振り子の原理で元に戻ってしまうという思い、住民自治の低下はニセコにとってマイナスという意識が、逢坂の町長在任中に条例を制定しなければならないという危機感を関係者にもたせ、この危機感がプロジェクトメンバーを突き動かしたと指摘する²²。

また、ニセコ町まちづくり基本条例の制定においては、当時の町長であった逢坂のリーダーシップや一部に限られてはいたものの条例制定の必要性について理解していた住民や議会の存在が、関係者に勇気を与えていた²³。

2. 4. 川崎市都市憲章条例案の検討過程

2. 4. 1. 学者等の連携・ネットワークの存在

今日の自治基本条例のいわば源流は、1973年前後の川崎市都市憲章条例制定の動き、そして1991年前後の逗子市都市憲章条例検討の動きにまで遡ることができる。

川崎市は当時、革新市政下で、伊藤三郎市長の市長当選時の公約であった都市憲章条例の制定に向けて、1973年の第4回定例市議会に都市憲章条例案が提案された。条例案の起草に際しては積極的な市民参加の導入がめざされ、各地区における市民討議、市内小中学生への作文募集も交えながら、9人の学識経

験者による起草委員会²⁴を中心に精力的な検討作業が進められた。

2. 4. 2. 自治の蓄積、自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在、議会の理解の存在

川崎市では、1970年に入り市民による反公害運動が活発化した。また、それを受け1971年には、工業一辺倒であった金刺不二太郎市長は市民の批判を受け辞任している²⁵。ここに、自治の蓄積、自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在を見ることができる。そのことは、同憲章条例案のなかに環境権が明定されていることから窺い知ることができる。しかしながら、同憲章条例案は、議会の多数野党の状況下において議会の理解は得られず否決されている²⁶。

2. 5. 逗子市都市憲章条例案の検討過程

2. 5. 1. 学識者等の連携・ネットワークの形成

1984年、富野暉一郎市長が逗子市の「池子の森」への米軍住宅建設反対運動を母体として誕生した。都市憲章条例については1990年に学識経験者の支援を受けながら庁内勉強会が5回開かれるなど研究が開始され、以降1994年まで、研究会²⁷、PR委員会等が精力的に開催された。

2. 5. 2. 自治の蓄積、自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在、議会の理解の存在

逗子市では、1987年以降、市民参加の「まちづくり懇話会」や「情報公開制度検討懇話会」などが活動し、環境管理計画策定、情報条例づくりなどの成果が飛躍的に市民自治の市政を実現しつつあった²⁸。

都市憲章条例制定の目的は、このような逗子市の市民自治に即した、ダイナミックな自治の展開による民主主義の活性化を図るところにあるといわれる。そのために都市としての理念を文化、風土に沿って明確にし、都市経営の主体と運営原則などを再構成することをめざしていた。その要因の大きな1つには、2.5.1.に示した「池子の森」への米軍住宅建設反対運動がある。しかしながら、1986年に、それまで受け入れ賛成派が圧倒的多数であった市議会が賛否同数となるものの、そこまでが精一杯の状況であり、市長と市議会との間では緊張関係が続いた。最終的に逗子市都市憲章条例案は議会の理解が得られず、1994年平井義男・新市長の誕生後、研究が凍結されて議会上程には至っていない²⁹。

2.6. 先行研究の課題

先行研究においては、2.2.においても述べたように、ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例である2つの条例案（川崎市都市憲章条例案、逗子市都市憲章条例案）について比較した研究がなく、比較の視点からのニセコ町まちづくり基本条例の生まれ得た要因は明らかになっていない。

3. ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例の比較

3.1. 比較の視点

ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例である2つの条例案（川崎市都市憲章条例案、逗子市都市憲章条例案）は差異法により比較する。ニセコ町まちづくり基本条例が、自治基本条例の嚆矢であることから、従前の成立に至らなかった類似の憲章条例案と比較することが、自治基本条例誕生の要因を探るのに

は適していると考えるからである。

比較の視点としては、2.において確認された、①学識者等の連携・ネットワークの存在、②自治の蓄積の存在、③自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在、④議会の理解の存在、⑤分権化の時代状況の存在、という5つの視点を設定する。

このことにより、ニセコ町まちづくり基本条例の制定過程に存在し、先行事例の検討過程に存在しない要因が、先行事例との比較においてはニセコ町まちづくり基本条例の成立要因であることになる。この視点に立ち、ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例を比較する。

3.2. 比較結果

3.1.において設定した5つの視点によるニセコ町まちづくり基本条例と先行事例の比較は、表のとおりである。

表 ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例の比較表

比較項目	川崎市 都市憲章 条例案	逗子市 都市憲章 条例案	ニセコ町 まちづくり 基本条例
学識者等の連携・ネットワークの存在 [注1]	○	○	○
自治の蓄積の存在 [注2]	○	○	○
自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在 [注3]	○	○	○
議会の理解の存在 [注4]			○
分権化の時代状況の存在 [注5]			○

[注1] 学識者等の連携・ネットワークが存在する場合に「○」をつけている。なお、本稿がテーマとして取り上げている自治基本条例をはじめ、政策形成の際には、通常、政策参照が行われるが、その参照にあたっては人的ネットワークの存在が有用とされている³⁰。

[注2] 検討(制定)段階において自治の蓄積が存在している場合に「○」をつけている。

〔注3〕自治体運営・地域課題に対する危機意識が、具体的に条例制定（検討）などの動きとしてみられる場合に「○」をつけている。

〔注4〕議会の理解が認められる場合に「○」をつけている。

〔注5〕検討（制定）段階において分権化の時代状況が存在している場合に「○」をつけている。

この表からは、次のことが確認できる。

- ①先行事例である川崎市都市憲章条例案や逗子市都市憲章条例案とニセコ町まちづくり基本条例の双方に共通しているのは、学識者等の連携・ネットワークの存在、自治の蓄積の存在、自治体運営・地域課題に対する危機意識の存在である。
- ②先行事例である川崎市都市憲章条例案や逗子市都市憲章条例案とニセコ町まちづくり基本条例において相異しているのは、議会の理解の存在の有無と分権化の時代状況の存在の有無である。

4. まとめ

全国における自治の取り組みの蓄積、及び世界的な地方分権の流れと合流した日本国内における地方分権（＝分権化の時代状況の存在）の流れと、当該地域における議会の理解の存在、学識者等との連携・ネットワークの存在、自治の蓄積の存在、自治体運営・地域課題の解決に対する危機意識の存在が、自治基本条例を誕生させたといえる。

議会の理解の存在は、分権化に伴う機関委任事務の廃止等に

よる条例制定権の拡大等にとまなう議会権限の拡充や、自治体運営・地域課題の解決に対する危機意識の発生などにより、議会が自らの果たすべき役割を再認識することで、自治基本条例制定の必要性についても確認したということができよう。

「政策の窓モデル」³¹によれば、政策の窓が開くためには、本稿のテーマに即していえば自治基本条例が成立するためには、問題、政策、政治という相互に独立した3つの流れが合流することが必要であるとされる。繰り返すが、2. 先行研究において確認し、3. ニセコ町まちづくり基本条例と先行事例の比較において比較した、①学識者等の連携・ネットワークの存在、②自治の蓄積の存在、③危機意識の存在は、問題の流れと政策の流れを示している。この2つの流れが、議会の理解の存在と分権化の時代状況の存在という政治の流れと合流することにより、政策の窓が開いたとみることができる。

一方、自治基本条例の作成に着手するものの成立には至らなかったことの背景には、当該自治体におけるこれら前提条件の未充足がある。自治基本条例成立の前提となる問題、政策、政治という3つの流れが合流せず、政策の窓が開かなかったと見ることができる。分権化の時代状況の存在と議会の理解の存在という政治の流れが存在しなかったのである。

地方分権（＝分権化の時代状況の存在）の流れは、議会の意識変革（＝議会の理解の存在）に影響を与えることも含めて、今後も自治基本条例の制定を促進する要因となるであろう。

注

- 1 龍谷大学大学院政策学研究科博士後期課程在学中。
- 2 松下(1991:286-287)。
- 3 内閣府のホームページ<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html> (最終確認2013.9.29)には、これまでの取り組みが示されている。
- 4 本稿においては、「基本法」を、〈自治体が自らつくる自治体運営の基本となる規範〉という意味で使用している。松下(1991:174)を参照。
- 5 廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(2012)「全国自治体議会の運営に関する実態調査2012調査結果概要」116-117頁、および廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(2013)「全国自治体議会の運営に関する実態調査2013調査結果集計表」134頁による。
- 6 2013年7月30日現在、彦根市、つくば市、門真市の例を挙げることができる。
- 7 自由民主党政務調査会「チョット待て!!自治基本条例」の事例を挙げることができる。
- 8 田中(2013:58)。
- 9 ただし、行政主導で策定されることの多い自治基本条例に、議会に関する具体的な定めのある議会条項を位置づけることは、これまで制定された自治基本条例の内容をみても容易ではない。
- 10 伊藤〈正〉(2007:30-32)。神原(2012:5-24)には、1945年以降の住民自治の課題と論点の推移がまとめられている。そのなかで神原は、自治基本条例は、日本の自治体改革の歴史の到達点であるとともに、分権時代の自治の出発点であるとしている。
- 11 伊藤〈正〉(2007:36-38)。
- 12 兼子(2012:96)は、「2000年4月から施行された地方分権一括法後の地方自治法制において、行政面では国と対等な自治体は、法令の自主解釈をする法令解釈権の保障を受けている。そこで(中略)自治立法をする自治体として工夫し採択するということも(中略)起こりうるのである」としている。
- 13 阿部(2011)、岩橋(2008)、神原(2008)、神原(2012)、辻山(2003)、松下(1996)、松下(1999)。
- 14 石平(2009)、岩橋(2008)、田口(2008)、阿部(2011)、武田(2008)。
- 15 原田・松村(2005)。
- 16 神原(2008)、木佐・逢坂(2003)、木佐・片山・名塚(2012)、田口(2013)、所沢市自治基本条例を育てる会(2013)、西寺(2008)。
- 17 松永(1997)。
- 18 木佐茂男・逢坂誠二(編)(2003:30-43)。なお、田口(2013:326-328)は、ニセコ町でこのような条例をつくることのできた理由として、北海道町村会・町村議会議長会の手厚い町村支援活動、職務外でもお互いに支え合う北海道自治体学会などの自主的な共同体の存在をあげている。
- 19 木佐茂男・逢坂誠二(編)(2003:6-7)。
- 20 木佐茂男・逢坂誠二(編)(2003:71)。
- 21 ニセコ町まちづくり基本条例の制定にあたり検討された川崎市や逗子市の都市憲章条例案は、アメリカのホームルール・チャーター制度を参考にして構想されている。ホームルール・チャーターは、自治体の正式名称、紋章、区画、地方政府の形態、機関・組織の権限と仕事、職員の人事・給与、選挙や直接

参加、基本となる行政手続きなどを含み詳細なものであるとされる。また、ドイツの自治体には基本条例とも訳すべき Hauptsatzungがあり、これまでは、ほとんど自治体の紋章など象徴的事項や基本組織について簡潔に定めているだけであった。しかし、近年に至って、とくに2000年前後以降に改正されているドイツの基本条例では、住民参画規定や都市内分権、狭域自治の制度などについての規定が増加しており、このことは、本物の自治体への成熟過程を示すものといえるとされる。

[木佐茂男・逢坂誠二(編) (2003:71)、竹下 (2008:115-117)]。

22 筆者が、2013年3月2日に都内で行った片山へのインタビューにおいて、この旨の発言をしている。

23 筆者が、2013年2月3日に都内で行ったニセコ町の逢坂元市長へのニセコ町まちづくり基本条例の制定過程についてのインタビュー、および2013年3月2日に都内で行ったニセコ町の片山町長への同過程についてのインタビューでの発言による。

24 東京大学法学部教授の小林直樹が委員長を務めていた。

25 「川崎市の歴史」 http://www.weblio.jp/wkpja/content/%E5%B7%9D%E5%B4%8E%E5%B8%82%E3%81%AE%E6%AD%B4%E5%8F%B2_%E5%85%AC%E5%AE%B3%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%81%A8%E8%A8%B4%E8%A8%9F (最終確認2013. 9. 29)。

26 兼子(1992:45-62)。二元代表制のもとにおいては、与党野党という表記は必ずしも適切であるとは思われないが、議会と長の関係の実態を示しているのので、ここでは兼子の表記をそのまま使用している。

27 逗子市都市憲章調査研究会は、座長を務めた東京都立大学の兼子仁、早稲田大学の寄本勝美、千葉大学の鈴木庸夫ら5名の学

識者により構成されている。

28 兼子(1992:12)。

29 富野(1992:71-112)。

30 田口(2008:139-170)。

31 政策の窓モデルについては、伊藤〈修〉(2010:45-62)を参照。

〔主要参考論文・文献〕

阿部昌樹『分権改革と自治基本条例』特別活動非営利法人NPO研究所、2011年。

伊藤正次「日本の地方自治制度の歴史」磯崎初仁・金井利之・伊藤正次(著)『ホーンブック地方自治』北樹出版、2007年、24-32頁。

伊藤正次「地方分権改革」磯崎初仁・金井利之・伊藤正次(著)『ホーンブック地方自治』北樹出版、2007年、34-42頁。

石平春彦「『自治体憲法』創出の地平と課題」公人の友社、2009年。

伊藤修一郎「アジェンダ設定」秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉(著)『公共政策学の基礎』、有斐閣、2010年、45-62頁。

岩橋健定「自治基本条例と住民自治」森田朗・田口一博・金井利之(編)『分権改革の動態(政治空間の変容と政策革新)』東京大学出版会、2008年、171-191頁。

兼子仁「なぜ都市憲章なのか」逗子市都市憲章調査研究会『逗子市都市憲章条例』を考える会(報告書)、1992年、1-22頁。

兼子仁『変革期の地方自治』岩波書店、2012年。

神原勝『自治・議会基本条例論』公人の友社、2008年。

神原勝「この10年間考えてきたこと～自律自治体の形成をめざ

して」公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所『議会・立法能力・住民投票』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、2012年、2-24頁。

木佐茂男・逢坂誠二(編)『わたしたちのまちの憲法』日本経済評論社、2003年。

木佐茂男・片山健也・名塚昭(編)『自治基本条例は活きているか!?～ニセコ町まちづくり基本条例の10年』公人の友社、2012年。

武田祐也「自治基本条例における住民投票条項の一考察」『中央学院大学社会システム研究所紀要』vol.8(2)、2008、117-134頁。

田口一博「自治体間の横の連携」森田朗・田口一博・金井利之(編)、『分権改革の動態(政治空間の変容と政策革新)』東京大学出版会、2008年、139-170頁。

田口一博「ニセコ町を支えた人々 北海道で自治・議会・基本条例が誕生した理由」金井利之〔編集代表〕『組織・人材育成』ぎょうせい、2013年、326-328頁。

竹下譲〔監修〕『よくわかる世界の地方自治制度』イマジン出版、2008年。

田中富雄「議会基本条例の制定背景からみた、自治基本条例制定の促進要因」『自治体学』vol.26-2、2013年、58-63頁。

辻山幸宣『自治基本条例はなぜ必要か』公人の友社、2003年。

所沢市自治基本条例を育てる会『市民が取り組んだ条例づくり』公人の友社、2013年。

富野暉一郎「都市憲章条例への期待—まちづくりの現場から」日本地方自治学会『条例と地方自治』敬文堂、1992年、71-112頁。

西寺雅也『自律自治体の形成』、公人の友社、2008年。

原田晃樹・松村亨「自治基本条例の制度上の位置づけと策定後の課題」四日市大学総合政策部論集4(1/4)、2005年、49-61頁。

廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(編)『議会改革白書2012年版』生活社、2012年。

廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(編)『議会改革白書2013年版』生活社、2013年。

松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年。

松下圭一『日本の自治・分権』岩波書店、1996年。

松下圭一『自治体は変わるか』岩波書店、1999年。

松永邦男「憲章条例」猪野積(編)『条例と規則(1)』ぎょうせい、1997年、208頁。

Keywords: governance, decentralization, crisis consciousness, cooperation, the basic ordinance of local self-government